

★事前確認電話番号：080-9634-1402
釜石商工会議所／新型コロナ支援制度活用サポートセンター



左記QRコードをスマートフォンで読みとるとこのリーフレットが見られます。申請希望者は、本リーフレットを参考に必要な書類を全て用意し、登録確認機関から事前確認を受け、申請してください。

事前確認で確認する「確定申告書一覧」

「2019年（度）」、「2020年（度）」、「選択する基準期間」を全て含む
収受日付印が押印された『確定申告書』が必要です。

※11月が決算月の法人は、上記事業年度を1か年遡った年度（下表参照）
※基準期間は、X:2018年11月-2019年3月、Y:2019年11月-2020年3月、Z:2020年11月-2021年3月のうち、対象月の判断のため、
2021年11月-2022年3月のいずれかの月の売上との比較に用いた月（基準月）を含む期間
※e-Taxで申告している場合、受付日時が印字された確定申告書の控え又は受信通知メールと該当する確定申告書の控えをご準備ください。

中小法人

1,2,12月決算

基準期間が事業年度をまたぐ場合

基準期間を含む年度

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X: 2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y: 2019.11-2020.3			必要	必要	
			必要	必要	必要

中小法人

3~10月決算

基準期間が事業年度をまたがない場合

基準期間を含む年度

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		必要	必要	必要	
Y: 2019.11-2020.3			必要	必要	
Z: 2020.11-2021.3			必要	必要	

中小法人

11月決算

基準期間を含む年度

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X: 2018.11-2019.3	必要	必要	必要		
Y: 2019.11-2020.3		必要	必要		
Z: 2020.11-2021.3		必要	必要	必要	

個人事業者

基準期間を含む年

選択する基準期間	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
X: 2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y: 2019.11-2020.3			必要	必要	
Z: 2020.11-2021.3			必要	必要	必要

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！

▶ 詳細は裏面をご覧ください

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請※3

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

一時支援金および
月次支援金を
受給していない方

ホームページの
仮登録画面に
メールアドレスや
電話番号を入力し
申請IDを発番※2

ホームページで
登録確認機関を
検索する

継続支援関係※1に当たる
登録確認機関がある方

継続支援関係の登録確認機関に
メールまたは電話し、事前予約する

TV会議/対面/電話により
簡略化された事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人 個人

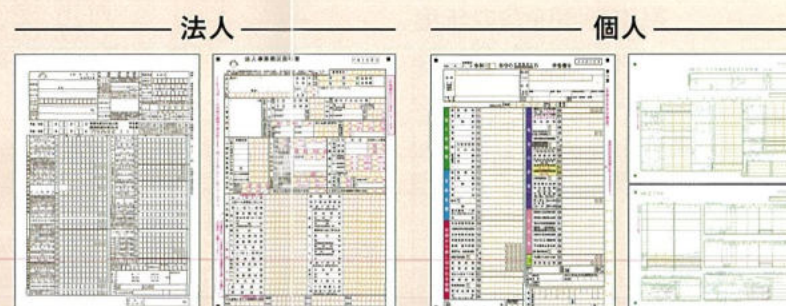
履歴事項全部証明書

運転免許証
マイナンバーカード
住民票

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

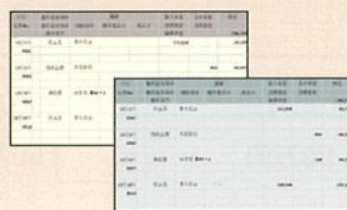
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、
③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



※ホームページからダウンロードできます。

事業復活支援金の申請前に登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。

一時支援金や月次支援金を受給している方は、原則、改めて事前確認を受ける必要がありません。

STEP1 必要書類を準備し、事務局HPで申請IDを発行(アカウント作成)

「事前確認とは」HPをチェック!



STEP2 釜石商工会議所に事前確認の日時を予約(TEL: 080-9634-1402)

STEP3 電話または対面での事前確認を実施(帳簿書類の有無の確認、質疑応答※)
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか、給付対象等を正しく理解しているか等

登録確認機関と「継続支援関係」※に該当する場合、『帳簿書類の有無の確認を“省略”』でき、『“電話”での質疑応答』のみとすることができます。

※次の①～④のいずれかに該当する場合を指す(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。